

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項にもとづき届出を行なった離島等供給約款〔低圧用〕（2023年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、離島等供給約款〔低圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）、離島等供給約款〔低圧用〕附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）、離島等供給約款〔低圧用〕附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）、離島等供給約款〔低圧用〕附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）および離島等供給約款〔低圧用〕別表7（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、離島等供給約款〔低圧用〕別表2（燃料費調整）(2)に定める基準単価および離島等供給約款〔低圧用〕別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- 1 離島等供給約款〔低圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）、離島等供給約款〔低圧用〕附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）、離島等供給約款〔低圧用〕附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）、離島等供給約款〔低圧用〕附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）および離島等供給約款〔低圧用〕別表7（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	60.50	5.50
電灯料金		
10 ワットまでの1灯につき	118.55	10.78
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	217.25	19.75
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	414.73	37.70
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	612.25	55.66
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	1,007.17	91.56
100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまで ごとに	1,007.17	91.56
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	367.08	33.37
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで	674.82	61.35

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
の1機器につき 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	674.82	61.35
従量電灯A		
最低料金		
1契約につき最初の7キロワット時まで	359.58	32.69
電力量料金		
7キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.71	2.70
従量電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペア	369.60	33.60
契約電流15アンペア	554.40	50.40
契約電流20アンペア	739.20	67.20
契約電流30アンペア	1,108.80	100.80
契約電流40アンペア	1,478.40	134.40
契約電流50アンペア	1,848.00	168.00
契約電流60アンペア	2,217.60	201.60
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時 につき	29.71	2.70
120キロワット時をこえ300キロワット時まで の1キロワット時につき	36.46	3.31
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.41	3.67
最低月額料金		
1契約につき	359.58	32.69
従量電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時 につき	29.71	2.70
120キロワット時をこえ300キロワット時まで の1キロワット時につき	36.46	3.31
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.41	3.67
時間帯別電灯A		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	1,667.60	151.60
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376.00	216.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
電力量料金		

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
昼間時間		
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.26	2.84
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39.30	3.57
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.00	4.00
夜間時間		
1 キロワット時につき	27.68	2.52
時間帯別電灯 B		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1,667.60	151.60
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,376.00	216.00
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
電力量料金		
昼間時間		
最初の 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.17	3.02
80 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.92	3.81
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	47.02	4.27
夜間時間		
1 キロワット時につき	27.99	2.54
季節別高負荷率電灯		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	3,009.60	273.60
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 キロボルトアンペアにつき	501.60	45.60
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	39.21	3.56
その他季料金	36.66	3.33
需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない精算する場合		
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	41.72	3.79
その他季料金	38.91	3.54
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	11.74	1.07

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	23.47	2.13
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	23.47	2.13
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	234.88	21.35
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	234.88	21.35
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	406.56	36.96
電力量料金		
1 キロワット時につき	43.40	3.95
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406.56	36.96
電力量料金		
1 キロワット時につき	43.40	3.95
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	111.56	10.14
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	205.48	18.68
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	393.39	35.76
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	581.34	52.85
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	957.12	87.01
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	957.12	87.01
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	345.63	31.42
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	638.52	58.05
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	638.52	58.05
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336.60	30.60
電力量料金		
1 キロワット時につき	28.81	2.62
最低月額料金		
1 契約につき	333.18	30.29

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
低圧高稼動契約		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,577.12	143.37
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	29.99	2.73
その他季料金	28.28	2.57
需給開始後の需給契約の廃止または変更にもない 精算する場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	33.39	3.04
その他季料金	31.35	2.85
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,300.89	118.26
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.22	2.47
その他季料金	25.77	2.34
低圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,409.10	128.10
電力量料金		
1キロワット時につき		
昼間時間		
夏季料金	27.46	2.50
その他季料金	25.93	2.36
夜間時間	25.15	2.29
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	270.72	24.61
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	30.53	2.78
その他季料金	28.79	2.62
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	662.89	60.26
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	23.13	2.10
その他季料金	22.05	2.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	9,307.31	846.12
30日をこえる1日につき	310.24	28.20
深夜電力A		
1契約につき	2,942.57	267.51
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	347.60	31.60
電力量料金		
1キロワット時につき	27.68	2.52
融雪用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	1,337.60	121.60
3月超過	413.60	37.60
電力量料金		
1キロワット時につき	22.72	2.07
融雪用電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	1,992.10	181.10
3月超過	496.10	45.10
電力量料金		
1キロワット時につき	23.24	2.11
深夜電力C		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	248.60	22.60
電力量料金		
1キロワット時につき	27.10	2.46
時間帯別電灯S		
基本使用料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	8,451.60	768.33
まったく使用しない場合の1契約につき	833.80	75.80
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	9,160.00	832.73
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
まったく使用しない場合の1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188.00	108.00
まったく使用しない場合の上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	184.80	16.80
電力量料金		
昼間時間		

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき	49.19	4.47
夜間時間		
1キロワット時につき	27.99	2.54
制限または中止の割引額		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	1,667.60	151.60
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376.00	216.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
ピークシフト季節別時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	1,667.60	151.60
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376.00	216.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	63.99	5.82
昼間時間		
最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	29.27	2.66
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	36.58	3.33
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	46.56	4.23
夜間時間		
1キロワット時につき	27.68	2.52

2 離島等供給約款〔低圧用〕別表2（燃料費調整）(2)に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	7.647	0.695
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまで ごとに	1.233	0.112
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.332	0.212
深夜電力A		
1契約につき	19.690	1.790
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.197	0.018

3 離島等供給約款〔低圧用〕別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.043	0.004

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	0.043	0.004
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	0.025	0.002
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまで ごとに	0.007	0.001
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	0.013	0.001
深夜電力A		
1契約につき	0.110	0.010
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000